

令和4年2月7日

緑化審議会資料

緑と花の沿道推進事業補助金（案）

■制度概要

道路沿いに生垣、花壇及びフェンス緑化をしようとする者に対し、必要な経費の一部を補助することにより、宅地と道路との接道部の緑化を推進するとともに併せてブロック塀、万年塀等の倒壊による災害の発生を防止することを目的とする。

■補助要件

補助対象敷地は西東京市内において、個人が居住するために所有又は管理する宅地で、次の各区分に該当するものでなくてはならない。ただし、市長が特に必要と認めたものは、この限りではない。

区分	補助要件
生垣	生垣用の樹木の高さが80cm以上、枝幅30cm以上で、1m当たり2本以上とし、総延長が3m以上（道路に面している部分のみ）あること。 植栽前面にフェンスを設置する場合は、透過率70%以上のもの（竹などの自然素材で樹木の保護・育成を目的とする四ツ目垣は除く。）
花壇	花壇の総延長が3m以上（道路に面している部分のみ）、道路境界から奥行70cm以上（縁石を含む）、面積2.1㎡以上（縁石を含む）あること。苗木や花卉の標準植栽数（1㎡当たり）低木など5株程度、花卉（多年生植物）などは12株程度
フェンス緑化	既存のフェンスその他これに類するもの又は新たにフェンスを設置し、多年生つる性植物を列植するもの。列植部分の総延長が3m以上（道路に面している部分のみ）あること。フェンスの後ろ側（宅地側）に植栽する場合は、透過率70%以上のもの（竹などの自然素材で樹木の保護・育成を目的とする四ツ目垣は除く。） ブロック塀撤去の場合、フェンス設置費用も対象とする（フェンスのみを新設する場合の設置費用は補助対象外）
補助対象外	国、地方公共団体、公社及び公団が造成するもの。また、西東京市みどりの保護と育成に関する条例（平成13年西東京市条例第128号）第12条の規定により植栽等されたもの又はされるべきであったもの。その他、市長が不適当と認めたもの。

■補助対象金額等

補助金の交付の額は予算の範囲内において、次の各区分に定める額を基準に算定する。ただし、現に生垣等の造成又はブロック塀等の撤去に要した実費が、当該基準額により算定した額に満たない時は、当該実費相当額を補助金の交付額とする、

区分	基準額
生垣	新規造成 1m当たり 10,000 円 20mを限度とする。 ※ブロック塀、万年塀の撤去を伴わない場合、補助額を 1/2 とする。 ブロック塀、万年塀撤去（道路に面している部分のみ）1m当たり 6,000 円 20mを限度とする。
花壇	花壇の造成及び花卉の購入 花壇延長 1m当たり 10,000 円を乗じて得た額 20mを限度とする。 ※ブロック塀、万年塀の撤去を伴わない場合、補助額を 1/2 とする。 ブロック塀、万年塀撤去（道路に面している部分のみ）1m当たり 6,000 円 20mを限度とする。
フェンス緑化	フェンスの造成 フェンス延長に 1m当たり 5,000 円を乗じて得た額 20mを限度とする。 フェンス緑化 緑化延長に 1m当たり 2,000 円を乗じて得た額 20mを限度とする。 ※ブロック塀、万年塀の撤去を伴わない場合、植栽（緑化）に係る費用のみ助成。 ブロック塀、万年塀撤去（道路に面している部分のみ）1m当たり 6,000 円 20mを限度とする。
その他	算定した額に 1,000 円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

備考 基準額は、消費税及び地方消費税が含まれた額とする。